

新潟県臨床検査技師会 旅費規程

平成26年1月18日 制定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、本会の役職員その他の者が、職務のため行動する場所に支給する旅費について規程することを目的とする。

(旅費支給基準)

第2条 旅費支給額については別表旅費支給基準による。公益事業に伴う旅費については公益事業規程に定めた額とする。

(取扱いの特例)

第3条 旅費取扱いで特別の事情により、この規程によることができないものについては、理事会で処理する。

(規程の変更)

第4条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

(附 則)

1. この規程に関する内規を別に定める。
2. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
3. 旧会計処理規定（平成8年2月17日制定）は、この規程の施行をもって廃止する。

<旅費支給基準>

旅 費	原則として職場からの運賃実費
日 当	行動費として4時間までを1単位とし1,000円支給する 但し、1日2単位を限度とする
食卓料	朝、昼各1,000円、夕食は1,500円とする
宿泊料	1泊10,000円以内の実費
車中泊	1泊4,000円とする

新潟県臨床検査技師会 旅費規程運用内規

(目的)

第1条 この規程は、旅費規程の運用に関し、その細部を規程することを目的とする。

(内規の適用範囲)

第2条 この内規の適用を受ける者は、この会の役職員のほか、各種委員会及び会長が認めた者とする。

(バス賃)

第3条 現行の経路バス料金とする。

(高速バス賃)

第4条 高速バス賃は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給することができる。

- 1 旅行の片道がおおむね100km 以上のとき
- 2 緊急を要するとき
- 3 該當時刻に高速バス利用以外の手段がないとき
- 4 会長が特に認めたとき

(鉄道料)

第5条 原則として JR 普通料金に限り、支給することができる。

(鉄道特急・急行料)

第6条 特急・急行料は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給することができる。

- 1 旅行の片道がおおむね100km 以上（鉄道営業キロ）のとき
- 2 緊急を要するとき
- 3 該當時刻に急行利用以外の手段がないとき
- 4 会長が特に認めたとき

(指定席料金)

第7条 指定席料金は、グリーン料金を除き支給することができる。

(寝台料金)

第8条 B寝台料金に限り、支給することができる。ただし、相当の理由により事前に会長が認めた場合には、A寝台料金を支給することができる。

(船賃)

第9条 船賃はジェットfoil運賃を支給することができる。また、市内（島内）・港間の交通費は、原則としてバス賃とする。

(タクシー料金)

第10条 タクシー料は、次の各号に該当し、その領収書の添付がある場合に限り支給することができる。

- 1 経路バス、電車等の通行時間外の時
- 2 緊急を要するとき
- 3 多量の携帯物品を所持しているとき
- 4 経路バス、電車等の利用が困難なとき
- 5 複数人の利用等により、バス及び電車賃の額を超えないとき
- 6 会長が特に認めたとき

(航空賃)

第11条 航空賃は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給することができる。

- 1 旅行の片道がおおむね350km 以上のとき
- 2 緊急を要するとき
- 3 航空機の利用によって、本来宿泊すべき行動の宿泊費が不要であるとき
- 4 会長が特に認めたとき

(航空機の利用に伴う経費)

第12条 航空機の利用に伴う経費については旅費規程に定めるもののほか、次の各号によるものとする。

- 1 往復利用の場合は、往復割引運賃で計算する。
- 2 市内・空港間の交通費は、原則として連絡（専用）バス賃とする。
- 3 機内食の有無にかかわらず、食卓料は請求できるものとする。

(車 賃)

第13条 自動車の利用に伴う経費については、1キロにつき20円とする。また、高速料金については片道30キロを超える場合支給できるものとする。

(車中泊料)

第14条 車中泊料は、寝台料金を支給しない場合に限り、規程額を支給することができる。

- 2 車中以外の宿泊で、車中泊料の支給を受ける場合には、宿泊先名を記入するものとする。

(行動時間帯)

第15条 宿泊（車中泊を含む）を伴う行動の午後10時から翌朝6時までは、行動時間としない。

第16条 この会の事務所以外の場所（自宅等）において、文書起案、作成等に要する時間は、行動時間とみなし、旅費支給基準の旅費・日当による行動費（4時間まで1単位とし1,000円とする。行動費については、1日2単位を超えないこと）を支給することができる。但し、会長が認めたときとする。

(朝食卓料)

第17条 宿泊施設における朝定食料が1,000円を超過するとき1,200円を上限として、その実費を請求することができる。請求に当たっては、その領収書を添付すること。

(内規の変更)

第18条 この内規は、理事会の議決を経なければ、変更することが出来ない。

第19条 この内規は、平成25年4月1日から施行する。